基本事件：令和５年（家）第●●●●号　●●審判事件

収入

印紙

５００円

申立人（基本事件相手方・申立人）　九段下　太郎

相手方（基本事件申立人・相手方）　九段下　花子

**閲覧等制限部分の閲覧等の許可申立書**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和５年●月●日

横浜家庭裁判所　御中

　　　　　　　　　　　　申立人（基本事件相手方・申立人）　九段下　太　郎　

　　申立人は、上記当事者間の頭書事件について、家事事件手続法３８条の２及び民訴法１３３条の４第２項に基づき、家事事件手続法３８条の２及び民訴法１３３条の２第１項の規定により閲覧等が制限された部分につき次のとおり閲覧等の請求の許可を申し立てる。

申立ての趣旨

　　頭書事件について相手方が提出した秘匿事項届出書面について、申立人が閲覧等の請求をすることを許可するとの決定を求める。

申立ての理由

　　横浜家庭裁判所は、頭書事件について秘匿決定をしたが、同事件について相手方が提出した秘匿事項届出書面には、【内容】が記載されており、これは、【具体的な理由を記載】であるから、これを閲覧等することができなければ、申立人の攻撃又は防御に実質的な不利益を生ずるおそれがある。

　　よって、申立人は、家事事件手続法３８条の２及び民訴法１３３条の４第２項に基づき、申立ての趣旨記載のとおり、閲覧等の請求をすることを許可されたく、本申立てをする。